

青梅市立第七中学校小規模特別認定校生徒募集要項

小規模特別認定校制度とは、少人数でふれあいに満ちた特色ある教育環境の中で教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、一定の条件のもと、特別に他の通学区域からの入学を認めるものです。

この制度を導入している第七中学校（以下「当該校」という。）では、「特色ある教育活動」に取り組んでいます。

▼ 第七中学校の特色

- 1 成木の森林に囲まれ、夏には校庭にホタルが飛び交うほど自然に恵まれた環境の中で、地域の協力を得ながら少人数を活かした教育活動を行っています。
- 2 学習面においては、日常の授業はもちろん、放課後の補習授業や、教科別の面談などを行う「学習相談週間」、定期テスト前の「放課後学習会」、「夏休み学習会」等を取り入れ、全校生徒50人程度という少人数の特徴を活かして、一人一人を大切にしたい教育活動を行っています。
- 3 生徒会活動や部活動（令和6年度は、ソフトテニス・バドミントン・自転車・ゴルフ・吹奏楽・グリーンキーパー・美術）なども盛んに行っています。
また、成木小学校をはじめ地域との連携・交流にも力を注いでおり、二年生の職場体験、小・中学校一貫教育の推進・充実、地域行事へのボランティア参加、高齢者福祉施設交流などを積極的に行っています。

▼ 就学条件・募集人数

就学条件	保護者は、次の条件をすべて満たしていることが必要です。	
	(1) 青梅市内に住所を有し、指定中学校等に就学を予定している児童の保護者であること。 (2) 保護者は、児童が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。 (3) 保護者、児童ともに入学の目的が明確であること。 (4) 保護者は、当該校の教育活動、PTA活動などについて理解し、協力すること。 (5) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。 ※通学は、公共交通機関、保護者の送迎等により行うこととし、自転車による通学は行わないこと。 ※小規模特別認定校制度により就学する児童は、卒業するまで当該校に就学するものとする。	
募集人数	学級定員	募集学年・人数 ※令和7年4月
	第1学年 20人 ※応募状況や当該校の学区内への住所移転等により、定員を超える場合があります。	第1学年 14人 ※状況により人数は変更する場合があります。

▼ 申込方法等

以下の内容をお読みいただき、「入学申込書」により申し込んでください。

申込期間	令和6年10月1日（火）～令和6年10月25日（金） 受付時間 平日午前9時～午後5時 ※郵送の場合は、10月24日（木）青梅市教育委員会学務課学務係必着
申込先	青梅市教育委員会 学務課学務係 〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 青梅市役所3階 電話番号 0428-22-1111（内線2361）
注意事項	入学を希望する児童は、説明会またはいずれかの見学会に必ず参加してください。 また、保護者は説明会に必ず参加してください。参加した際には、必ずお名前等お申し出ください。 ※説明会、見学会に一度も参加していない場合は、申し込みできません。

▼ 学校見学会・説明会

第1回 夏季休業中学校見学会	制度・学校概要説明会、第2回学校見学会
▽日時 令和6年7月22日(月)、23日(火)、 24日(水)、25日(木)午前9時～ ▽場所 青梅市立第七中学校 校舎・校庭 ▽当日スケジュール(予定) 学校見学 午前9時～午後3時 校内、部活動見学 ※夏季休業中の生徒の活動を見学できます。 ※準備の都合上、事前に当該校へ御連絡ください。	▽日時 令和6年9月19日(木)午後2時～ ▽場所 青梅市立第七中学校 視聴覚室 ▽当日スケジュール(予定) 受付 午後1時45分～ 学校説明会 午後2時～午後2時45分 学校見学 午後2時50分～午後3時30分 ※夏季見学会に参加している場合、説明会のみも可

▼ 行事等見学会

授業公開日・道徳授業地区公開講座	学習発表会
▽日時 令和6年9月24日(火) 道徳授業 午後1時30分～午後2時20分 場所 青梅市立第七中学校 各教室 講演会 午後2時30分～午後3時20分 場所 視聴覚室	▽日時 令和6年10月26日(土)午前8時40分～ ▽場所 青梅市立第七中学校 ▽当日スケジュール(予定) 総合的な学習の時間学年発表 午前8時50分～ 舞台発表 午前10時50分～

※行事等見学会については、日時・実施内容等の変更もありますので事前に当該校へお問合せください。

▼ 面談・公開抽選

面談	教育委員会および当該校による面談を行います。 申し込まれた保護者および児童は必ず面談を受けていただきます (面談の日程等は別途通知)。 ▽日時 令和6年11月19日(火)(予定) ▽場所 青梅市立第七中学校 ※面談の結果によっては、お子さんの就学先について、御相談させていただく場合があります。
公開抽選	入学承認予定者が募集人員を超えた場合は、公開抽選とします。 ※当該校に兄または姉が在籍している応募者については、抽選によることなく就学できます。 ▽日時 令和6年12月9日(月)午後4時～ ▽場所 青梅市役所2階 201会議室

▼ 入学手続・その他

結果通知	面談実施後、令和6年12月上旬までに保護者に入学承認通知書を送付します。 通知に記載の期日までに必要手続を行ってください。
入学説明会	入学説明会を開催しますので、御参加ください。 ▽日時 令和7年1月17日(金)午後2時～ ▽場所 青梅市立第七中学校 視聴覚室

▼ 問合せ先

青梅市教育委員会 学務課学務係	▽制度概要および入学・転入学手続に関すること 〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1 青梅市役所3階 電話番号0428-22-1111(内線2361)	 教育委員会 HP
青梅市立第七中学校	▽学校生活・行事および各種説明会等に関すること 〒198-0001 青梅市成木4-544-2 電話番号 0428-74-5217	 第七中学校 HP

【青梅市立第七中学校小規模特別認定校】

入学申込書

フリガナ 児童氏名		性別	男・女
生年月日	平成 年 月 日生	学年	新 1 年
現住所			
住所地の指定校	青梅市立 中学校		
在学する学校名			
保護者氏名		児童との続柄	
保護者現住所	<input type="checkbox"/> 児童と同じ		
電話番号	(携帯・自宅・その他) (日中連絡のつきやすい時間帯 時頃)		
第七中学校を希望する理由			
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>			
<p>就学条件を遵守することを誓約したうえで、第七中学校への入学を申し込みます。 また、申し込みにあたり、青梅市教育委員会および第七中学校から在学学校に申込児童の様子を聞く場合があることについて了承します。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の就学条件に同意します。 ※同意いただけない場合は申し込みできません。</p> <p>(1) 青梅市内に住所を有し、指定中学校等に就学を予定している児童の保護者であること。 (2) 保護者は、児童が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。 (3) 保護者、児童ともに入学の目的が明確であること。 (4) 保護者は、当該校の教育活動、PTA活動などについて理解し、協力すること。 (5) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。</p> <p>青梅市教育委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">保護者氏名 _____</p>			

～こちらの申込書を切り取ってご利用ください～

青梅市立小規模特別認定校設置要綱（抜粋）

1 目的

この要綱は、豊かな自然、歴史および伝統ある地域の中で、少人数の学習指導による確かな学力の定着や体力づくり等を目指し、特色ある教育環境を推進している小規模校において教育を受けることを希望する保護者および児童・生徒に対して、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「施行令」という。）第8条の規定にもとづき、就学すべき学校（施行令第5条第2項の規定にもとづき指定された小学校および中学校。以下「指定小学校等」という。）の指定を変更する制度（以下「小規模特別認定校制度」という。）を導入することに伴い、青梅市立小規模特別認定校の設置に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校

小規模特別認定校制度による就学を認めることのできる学校（以下「小規模特別認定校」という。）は、青梅市立成木小学校および青梅市立第七中学校とする。

3 小規模特別認定校への入学または転入学

小規模特別認定校への入学または転入学については、保護者の申請にもとづき、当該校に就学指定校を変更することにより認めるものとする。

4 就学募集および定員

小規模特別認定校制度による就学募集をすることならびに募集する学年および就学定員については、当該校の児童・生徒数を勘案し、教育委員会と当該校の校長が協議して定めるものとする。

5 就学要件

申請を行なおうとする保護者は、次の各号の条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 青梅市内に住所を有し、指定小学校等に就学している児童もしくは生徒または就学を予定している児童もしくは生徒の保護者であること。
- (2) 保護者は、児童または生徒が小規模特別認定校に就学した場合は、当該校を卒業するまで、自らの責任と負担において通学させること。
- (3) 保護者は、当該校の教育活動、PTA活動などについて理解し、協力すること。
- (4) その他、教育委員会ならびに当該校の指示に従うこと。

6 就学の時期および期間

- (1) 小規模特別認定校に就学する時期は、毎年4月1日とする。
- (2) 小規模特別認定校制度により就学する児童または生徒は、小学校または中学校を卒業するまで当該小規模特別認定校に就学するものとする。
- (3) 第3項および前号の規定にかかわらず、教育委員会は、児童、生徒または保護者の事情により小規模特別認定校への就学が困難になったと認める場合には、指定小学校等へ復帰させることができる。

青梅市立学校における就学指定校の変更に関する取扱要綱（抜粋）

変更の要件

教育委員会は、保護者の申立ての内容が別表に掲げる事由に該当し、かつ、次に掲げる条件をすべて満たす場合は、就学指定校を変更することができる。

- (1) 就学を希望する市立学校の施設、設備、学級状況等に応じ、受入可能な児童数または生徒数の範囲内であること。
- (2) 当該保護者が次に掲げる事項について承諾していること。
 - ア 保護者の責任において児童・生徒の通学の安全を期すること。
 - イ 変更期間終了後は、変更前の就学指定校に就学すること。
 - ウ 通学にかかる経費は、すべて保護者が負担すること。
 - エ 通学は、公共交通機関、徒歩または保護者の送迎により行うこととし、自転車による通学は、行わないこと。
 - オ 変更し就学した学校において、変更事由の対象となった状態が必ず継続するものではないこと。

別表

事由	内容	対象学年	変更期間	添付書類
(略)				
5 小規模特別認定校制度による場合	「青梅市立小規模特別認定校設置要綱」にもとづき、小規模特別認定校への入学・転学が認められたとき。	各年度ごとに「小規模特別認定校児童・生徒募集要項」で定める。	卒業まで	